第二条第一項第四号中「第五章」を「第三章」に改め、同項中第十五号を第十八号とし、第八号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の三号を加える。

八　マンション敷地売却　現に存するマンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却することをいう。

九　マンション敷地売却事業　この法律で定めるところに従って行われるマンション敷地売却に関する事業をいう。

十　売却マンション　マンション敷地売却事業を実施する現に存するマンションをいう。

第三条中「の円滑化等」を「又は除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却（以下「マンションの建替え等」という。）の円滑化」に改める。

第四条第一項及び第二項第一号中「建替えの円滑化等」を「建替え等の円滑化」に改め、同項第二号中「建替え」を「建替え等」に改め、同項第六号中「危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進」を「除却する必要のあるマンションに係る特別の措置」に改め、同項第七号中「建替えの円滑化等」を「建替え等の円滑化」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七　マンション敷地売却事業その他の除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却の円滑な実施に関する事項

八　売却マンションに居住していた区分所有者及び賃借人の居住の安定の確保に関する事項

第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第一款から第五款までの款名、同章第三節の節名、第三章の章名、同章第一節の節名、同節第一款から第五款までの款名、同章第二節及び第三節の節名並びに第四章の章名を削る。

第四条の次に次の章名、節名及び款名を付する。

第二章　マンション建替事業

第一節　施行者

第一款　マンション建替事業の施行

第五条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条の次に次の款名及び目名を付する。

第二款　マンション建替組合

第一目　通則

第八条の次に次の目名を付する。

第二目　設立等

第十五条第三項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条の次に次の目名を付する。

第三目　管理

第三十四条第二項中「場合に、」を「場合について、」に改め、「認可について」の下に「、それぞれ」を加える。

第三十七条の次に次の目名を付する。

第四目　解散

第四十三条の次に次の目名を付する。

第五目　税法上の特例

第四十四条の次に次の款名を付する。

第三款　個人施行者

第五十四条の次に次の節名、款名及び目名を付する。

第二節　権利変換手続等

第一款　権利変換手続

第一目　手続の開始

第五十六条の次に次の目名を付する。

第二目　権利変換計画

第五十七条第二項第一号中「以下」を「第九十四条第三項において」に改める。

第六十四条第二項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第六十七条の次に次の目名を付する。

第三目　権利の変換

第七十二条中「この項」を「この条」に改める。

第七十五条中「以下」の下に「この条において」を加える。

第七十六条第一項中「以下」の下に「この款において」を加え、同条第三項中「権利の」を「権利（以下「先取特権等」という。）の」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十八条の次に次の目名を付する。

第四目　施行マンション等の明渡し

第八十条の次に次の目名を付する。

第五目　工事完了等に伴う措置

第八十六条第一項中「先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利」を「先取特権等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八十九条の次に次の款名を付する。

第二款　賃借人等の居住の安定の確保に関する施行者等の責務

第九十条の次に次の款名を付する。

第三款　雑則

第九十五条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第九十六条の次に次の節名を付する。

第三節　マンション建替事業の監督等

第九十七条第一項中「第五章」を「次章」に、「この章」を「この節」に改める。

第五章を削る。

第百四十一条中「第八条第二項」の下に「又は第百十九条第二項」を、「マンション建替組合」の下に「又はマンション敷地売却組合」を加え、同条を第百七十九条とする。

第百四十条を第百七十八条とする。

第百三十九条中「第二十八条第五項」の下に「（第百二十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第百七十七条とする。

第百三十八条第一号中「組合」を「マンション建替組合」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「第九十五条第二項」の下に「又は第百五十八条第二項」を加え、「簿書」を「これらの規定に規定する簿書」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第九十五条第一項」の下に「又は第百五十八条第一項」を加え、「簿書を」を「これらの規定に規定する簿書を」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第四十一条」の下に「（第百三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第四十二条」の下に「（これらの規定を第百三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「又は第三十八条第三項」を「、第三十八条第三項、第百三十四条第三項又は第百三十七条第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第三十一条第四項」の下に「、第百二十九条及び第百三十一条第四項」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十四条第八項」の下に「（第百二十六条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　マンション敷地売却組合がマンション敷地売却事業以外の事業を営んだとき。

第百三十八条を第百七十六条とする。

第百三十七条中「罰金刑」を「刑」に改め、同条を第百七十五条とする。

第百三十六条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第百十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした」に改め、各号を削り、同条を第百七十四条とする。

第百三十五条を第百七十三条とする。